

「盛岡地域夢起業塾」 規約

第1条（名称）

本会は、「盛岡地域夢起業塾」と称し、盛岡地域夢起業塾の塾生（以下、会員という。）をもって組織する。

第2条（目的）

本会は、地域の活性化や会員個々の夢を実現するために必要な研修や事業を行い、次世代の経営者として自立するとともに、会員相互のネットワークを構築して会員相互の親睦と繁栄を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

1. 会員相互の研修と親睦に関する事業
2. 地域の繁栄や活性化に寄与する事業
3. その他目的達成に必要な事業

第4条（会員の資格等）

本会の会員は、この規約に賛同し、決められた年会費を納めたものであることを原則とする。

第5条（総会）

定期総会は、毎年1回開催することとする。

また、会長の要請に基づき臨時総会を開催できるものとする。

第6条（決議）

総会の議事は、出席者の過半数の同意を得て決定する。

第7条（役員）

本会の円滑な運営を行うため、次の役員を置きその任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。

役員は、会長1名、副会長2名、幹事若干名、会計監事2名とする。

第 8 条（役員を選出と任務）

役員は、会員から選出するものとし、選出方法と任務は次のとおりとする。

1. 会長は、定期総会において選出され、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長の指名によって決められ、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
3. 幹事は、会長の指名によって決められ、会長、副会長を補佐し、会の運営等についての協議を行う。
4. 会計監事は、会長の推薦により総会において決められ、決算を監査する。

第 9 条（顧問・相談役）

本会に顧問および相談役を置くことができる。

第 10 条（役員会）

役員会は、必要に応じて会長の招集により開催する。

第 11 条（運営費）

本会の運営費は、会費、特別会費及び寄付金、補助金、その他をもって充当する。

年会費は 12,000 円とし、年度当初に一括払いするものとする。

第 12 条（事務局）

本会は、事務局を盛岡信用金庫内に置き、盛岡信用金庫の役職員の中から事務局員を選任するものとする。

事務局員は、会長の委嘱により、本会の運営に必要な会計や庶務等を行なう。

第 13 条（会計年度）

本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とし、定期総会において決算報告を行うものとする。

第 14 条（規約の改廃）

本規約の改廃は、役員会の決議に基づき総会の承認を得て行うものとする。

第 15 条（附 則）

本会の規約は、平成 18 年 7 月 26 日より施行する。

平成 19 年 5 月 23 日 改定